

平成 25 年 8 月 26 日
広島県報定期第 67 号

第 5 種共同漁業権に係る増殖指針

平成 25 年広島県公告の別冊

1 趣旨

第5種共同漁業権は、免許を受けた漁業協同組合に当該水産動物の増殖を行うことが義務付けられている（漁業法第127条）。この増殖指針は、平成26年1月1日免許予定の第5種共同漁業権について、免許の可否の基準として県が定めるもので、水産動植物の種類、増殖方法及び増殖規模等を内容とする。

2 漁業の名称別の水産動物の種類及び増殖方法

(1) あゆ漁業

(ア) 水産動物の種類

アユとする。

(イ) 増殖方法

稚魚放流を基本とするが、産卵適地への成熟した親魚放流又は産卵床造成を、次の比率により稚魚放流の一部に換算できることとする。

- ・ 親魚放流…20kgを翌年の種苗放流1kgに換算。
- ・ 産卵床造成…6平方メートルを翌年の種苗放流1kgに換算。

(ウ) 留意事項

- ・ 産卵床造成方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「アユの人工産卵床のつくり方」等を参考とすること。
- ・ 親魚放流や産卵床造成による増殖を取り入れる場合は、再生産の期待できる場所での実施を前提とする。
- ・ 産卵床造成による増殖を行う場合は、既存の良好な産卵床は避けて造成すること。
- ・ 親魚放流や産卵床造成による増殖を行う場合は、適地、規模又は時期等について、事前に広島県水産技術指導担当や広島県水産海洋技術センター等に相談すること。
- ・ 漁業権行使規則及び遊漁規則で、産卵時期に産卵場所を禁漁区とするなど、増殖保護も併せて行うこと。

(2) ます漁業

(ア) 水産動物の種類

原則、在来ますとし、日本海に流れる水系はヤマメ、瀬戸内海に流れる水系はアマゴとする。

(イ) 増殖方法

稚魚や成魚の放流を基本とするが、発眼卵埋設、抱卵親魚の放流及び産卵床造成を、次の比率により稚魚放流の一部に換算できることとする。

- ・ 発眼卵埋設…1,300粒を種苗放流1kgに換算。
- ・ 親魚放流…300g程度の抱卵した雌2～3尾を種苗放流1kgに換算。ただし、天然の雄が不足している場合は雌相当尾数の雄も放流すること。
- ・ 産卵床造成…6箇所の造成を種苗放流1kgに換算。

(ウ) 留意事項

- ・ 水産庁発行の「溪流魚の増やし方～放流と自然繁殖を上手に使いこなす～」等を参考とすること。
- ・ 産卵床造成，発眼卵埋設や親魚放流による増殖を取り入れる場合は，再生産の期待できる場所での実施を前提とする。
- ・ 発眼卵埋設及び親魚放流については，産卵床が少ない場合には必要な規模の産卵床造成も合わせて実施すること。
- ・ 親魚放流を行う場合に，天然の雄がいない場所では，雄も同数程度放流すること。
- ・ 親魚放流を行う場合の換算率について，雌の個体重が 300 g から大きく異なる場合には，次により補正すること。

種苗 1 kg に換算する親魚尾数 = 必要な卵数 1,650 個 ÷ (親魚体重 g × 2.33 + 104)

- ・ 産卵床造成による増殖を行う場合は，既存の天然産卵床を避けて造成すること。
- ・ 発眼卵埋設や親魚放流の適地や規模，時期等について，事前に広島県水産技術指導担当や広島県水産海洋技術センター等に相談すること。
- ・ 天然再生産のある区域は放流等の増殖を控えたり，漁業権行使規則及び遊漁規則で，禁漁区として管理するなど，天然資源の増殖保護を検討すること。

(3) うなぎ漁業

(ア) 水産動物の種類

ニホンウナギとする。

(イ) 増殖方法

種苗放流とする。

(ウ) 留意事項

- ・ 平成 22 年から続くシラスウナギの不漁の影響で，放流用種苗の価格が上がっているため，増殖の実施に当たっては，経費見合いの規模で可とすることを，別途，内水面漁場管理委員会と協議して示す。
- ・ また，今後，広域的なウナギの資源管理に取り組むこととなった場合等は，増殖を見直すことも検討する。

(4) こい漁業

(ア) 水産動物の種類

コイ（主として黒ごい）とする。

(イ) 増殖方法

種苗放流のほか，必要な場合には産卵床造成を行うこととする。

(ウ) 留意事項

- ・ 種苗放流については，コイヘルペスウイルス病の影響で放流を自粛もしくは禁止しているが，この状態が長く続くと資源状況の悪化が懸念される。そこで，産卵床造成による増殖の実施を積極的に検討すること。また，今後の資源状況によっ

ては、産卵床造成による増殖を必須とすることも検討する。

(5) ふな漁業

(ア) 水産動物の種類

ゲンゴロウブナ及びギンブナとする。

(イ) 増殖方法

種苗放流のほか、必要な場合には産卵床造成を行うこととする。

(ウ) 留意事項

- ・ フナ生産業者の中にはコイと混養していることも多く、種苗へのコイの混在や飼育水を介したコイヘルペスウイルス病の水平感染を疑われる等による風評被害を防止する観点から、種苗放流を控える場合は、産卵床造成による増殖の実施を積極的に検討すること。また、今後の資源状況によっては、放流しない場合は、産卵床造成による増殖を必須とすることも検討する。
- ・ 種苗放流をする場合には、次の点に配慮すること。
 - ① コイを飼育していない生産業者から購入する等、風評被害の発生防止に配慮すること。
 - ② 事前に広島県や広島県内水面漁業協同組合連合会に連絡して、その指導を受けること。
 - ③ 同一水系の漁業協同組合の意向に配慮すること。

(6) はや漁業

(ア) 水産動物の種類

オイカワ、カワムツ、ウグイとする。

(イ) 増殖方法

産卵床造成もしくは種苗放流とする。

(ウ) 留意事項

一部を産卵床造成、一部を種苗放流（移殖放流含む）とすることもできる。

(7) わかさぎ漁業

(ア) 水産動物の種類

ワカサギとする。

(イ) 増殖方法

発眼卵放流とする。

(8) もくずがに漁業

(ア) 水産動物の種類

モクズガニとする。

(イ) 増殖方法

種苗放流とする。

3 増殖規模等

漁業権者が計画的に資源の拡大増殖を行うために実施すべき増殖規模は、河川構造分類（早瀬・平瀬・淵）の面積及び河川類型別生息密度から算出する「棲息基準量」の一定割合を増殖する、という考え方に基づくが、河川環境や利用状況等の変化、天然資源の再生産状況、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を勘案し、次の表に定める規模以上とする。

公示番号	魚種	増殖方法	増殖規模
内水共第 1 号	あゆ	種苗放流	100kg
内水共第 2 号	ます	種苗放流	100kg
	うなぎ	種苗放流	30kg
内水共第 3 号	ます	種苗放流	20kg
内水共第 4 号	あゆ	種苗放流	50kg
	うなぎ	種苗放流	10kg
内水共第 5 号	あゆ	種苗放流	360kg
内水共第 6 号	ます	種苗放流	360kg
	うなぎ	種苗放流	50kg
内水共第 7 号	あゆ	種苗放流	800kg
	こい	種苗放流	40kg
内水共第 8 号	ます	種苗放流	250kg
	うなぎ	種苗放流	20kg
内水共第 9 号	あゆ	種苗放流	150kg
	こい	種苗放流	100kg
	うなぎ	種苗放流	60kg
	ふな	種苗放流	100kg
内水共第 14 号	あゆ	種苗放流	690kg
	こい	種苗放流	70kg
内水共第 15 号	ます	種苗放流	210kg
	うなぎ	種苗放流	50kg
内水共第 16 号	はや（おいかわ、かわむつ、うぐい）	産卵床造成 又は種苗放流	1,000 m ² 70kg
内水共第 17 号	ます	種苗放流	20kg
	こい	種苗放流	100kg
	うなぎ	種苗放流	10kg

公示番号	魚種	増殖方法	増殖規模
内水共第 18 号	ます	種苗放流	90kg
	うなぎ	種苗放流	10kg
内水共第 19 号	ます	種苗放流	160kg
	こい	種苗放流	80kg
	うなぎ	種苗放流	20kg
内水共第 20 号	ます	種苗放流	20kg
内水共第 21 号	あゆ	種苗放流	1,320kg
	こい	種苗放流	80kg
	うなぎ	種苗放流	50kg
内水共第 22 号	ます	種苗放流	160kg
内水共第 23 号	あゆ	種苗放流	3,500kg (750 千尾)
	こい	種苗放流	260kg
	うなぎ	種苗放流	90kg
	もくずがに	種苗放流	10kg
内水共第 24 号	ます	種苗放流	220kg
内水共第 25 号	ふな	種苗放流	10kg
内水共第 26 号	あゆ	種苗放流	400kg
	こい	種苗放流	50kg
	うなぎ	種苗放流	30kg
	もくずがに	種苗放流	5kg
内水共第 27 号	あゆ	種苗放流	1,350kg
	こい	種苗放流	200kg
内水共第 28 号	ます	種苗放流	160kg
	うなぎ	種苗放流	90kg
内水共第 29 号	ふな	種苗放流	40kg
内水共第 30 号	あゆ	種苗放流	50kg
	ます	種苗放流	10kg
	こい	種苗放流	0kg
	うなぎ	種苗放流	10kg
内水共第 31 号	あゆ	種苗放流	50kg
	ます	種苗放流	10kg
	こい	種苗放流	0kg
	うなぎ	種苗放流	10kg
内水共第 32 号	はや (おいかわ, かわむつ)	産卵床造成 又は種苗放流	2,000 m ² 120kg

公示番号	魚種	増殖方法	増殖規模
内水共第 33 号	あゆ	種苗放流	120kg
	こい	種苗放流	10kg
	うなぎ	種苗放流	10kg
内水共第 34 号	ます	種苗放流	30kg
内水共第 35 号	ます	種苗放流	20kg
内水共第 36 号	あゆ	種苗放流	270kg
	こい	種苗放流	240kg
内水共第 37 号	ます	種苗放流	140kg
	うなぎ	種苗放流	20kg
内水共第 38 号	あゆ	種苗放流	2,190kg
	こい	種苗放流	0kg
内水共第 39 号	ます	種苗放流	300kg
	うなぎ	種苗放流	70kg
内水共第 40 号	あゆ	種苗放流	5,450kg
	こい	種苗放流	30kg
	うなぎ	種苗放流	370kg
	ふな	種苗放流	240kg
	はや (おいかわ)	産卵床造成 又は種苗放流	1,800 m ² 110kg
内水共第 41 号	あゆ	種苗放流	300kg
	ます	種苗放流	280kg
	うなぎ	種苗放流	20kg
内水共第 42 号	こい	種苗放流	50kg
	ふな	種苗放流	10kg
	わかさぎ	発眼卵放流	300 万粒
内水共第 43 号	あゆ	種苗放流	250kg
	うなぎ	種苗放流	20kg
内水共第 44 号	あゆ	種苗放流	1,500kg
	こい	種苗放流	120kg
内水共第 45 号	ます	種苗放流	340kg
	うなぎ	種苗放流	40kg
内水共第 46 号	ふな	種苗放流	20kg
	わかさぎ	発眼卵放流	500 万粒
内水共第 47 号	はや (おいかわ, かわむつ, うぐい)	産卵床造成 又は種苗放流	1,200 m ² 75kg

公示番号	魚種	増殖方法	増殖規模
内水共第 48 号	あゆ	種苗放流	500kg
	こい	種苗放流	70kg
	うなぎ	種苗放流	20kg
内水共第 49 号	ふな	種苗放流	10kg
内水共第 50 号	あゆ	種苗放流	300kg
	うなぎ	種苗放流	40kg
内水共第 51 号	ふな	種苗放流	60kg
内水共第 52 号	あゆ	種苗放流	450kg
	こい	種苗放流	0kg
	うなぎ	種苗放流	25kg
	ふな	種苗放流	50kg
	もくずがに	種苗放流	5kg
内水共第 53 号	ます	種苗放流	40kg
内水共第 54 号	うなぎ	種苗放流	30kg
	ふな	種苗放流	20kg